

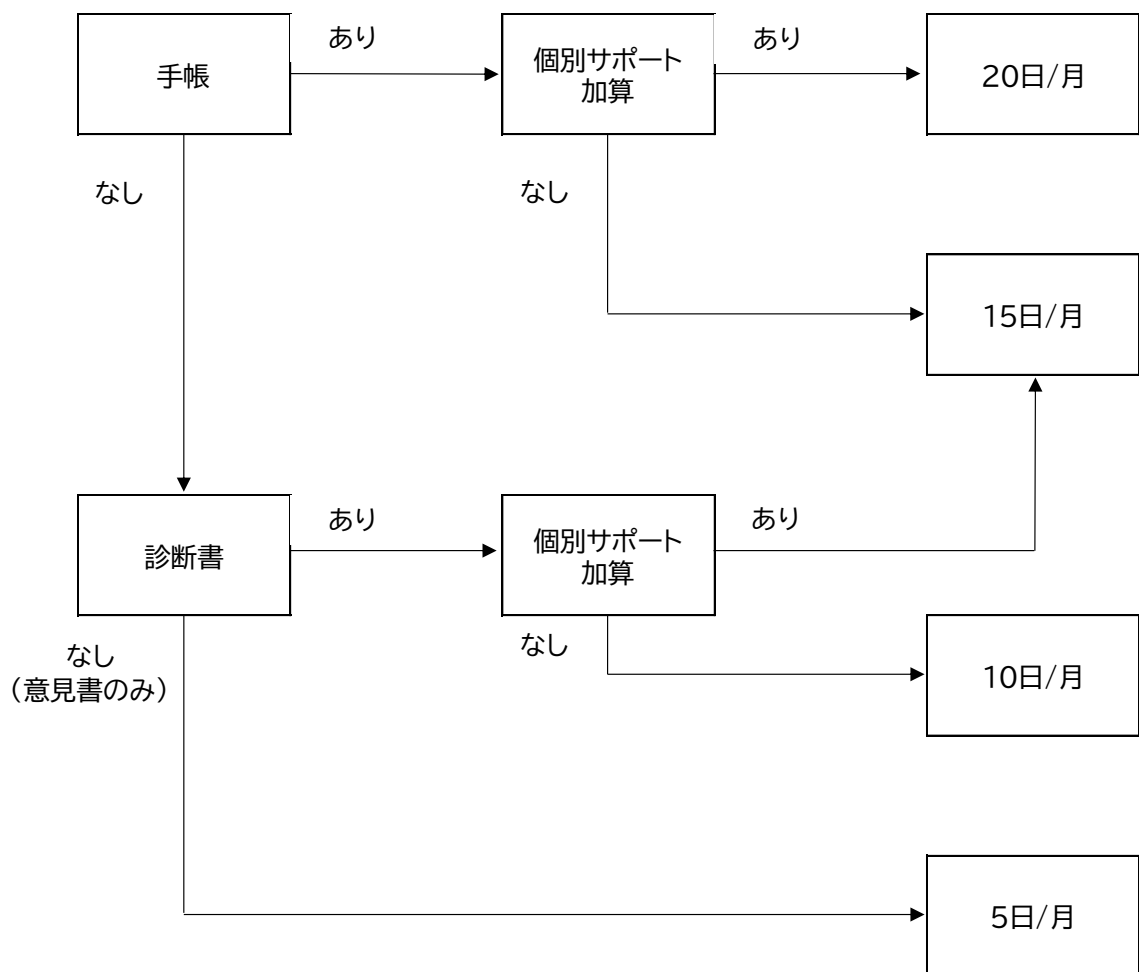
【支給量基準】

●児童発達支援

支給量基準は設けず、従来通り相談支援事業所でのアセスメント結果による日数を基本とする。
申請時には、診断書等を必要とする。
ただし初回申請時は診断書等がなくても申請可能とする。

●放課後等デイサービス

申請時には、診断書等を必要とする。



※小学1年生の期間のみ、診断書等がない場合でも最大15日/月は利用可能とする。
※小学校高学年→中学生→高校生になるにつれ、支給量を減らしていくことを目標とする。

●保育所等訪問支援

2日/月